

平成 17 年 12 月

(第 1 回)

京 都 府 教 育 委 員 会 会 議 録

- 1 開 会 平成17年12月22日 午後 3 時 9 分
閉 会 平成17年12月22日 午後 4 時 2 5 分

2 出席委員

藤 田 委 員 長 岩 田 委 員
大 橋 委 員 冷 泉 委 員 田 原 教 育 長

3 欠席委員

な し

4 出席事務局職員

勝 間 教育次長 池 田 管理部長
宮 野 指導部長 山 内 管理部理事、総務企画課長
佐 伯 管理部理事、管理課長 中 島 教職員課長
森 学校教育課長 角 南 社会教育課長
加 藤 主 幹 岩 佐 主 事
廣 田 主 事

5 議事の概要

(1) 開会

委員長が開会を宣告

(2) 前会議録の承認

ア 11月分1回の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認。

(3) 委員長職務代理者の指定及び議席の決定 【非公開】

(4) 報告事項

ア 臨時代理議決の報告について

(ア) 平成17年12月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について

【報告】

教育長から、平成17年12月府議会定例会に提出される教育委員会関係議案について知事から意見を求められた案件について、第46号議案として臨時代理議決を行った旨の報告があった。

(イ) 平成17年12月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見(その2)について

【報告】

教育長から、平成17年12月府議会定例会に提出される教育委員会関係議案について知事から意見を求められた案件について、第47号議案として臨時代理議決を行った旨の報告があった。

(ウ) 教科用図書採択地区を設定した告示の一部改正について

【報告】

教育長から、平成18年1月1日に美山町、園部町、八木町及び日吉町が合併し南丹市が設置されること並びに三和町、夜久野町及び大江町が福知山市に編入されることに伴い、教科用図書採択地区のうち南丹地区及び中丹地区の構成郡市(区)の変更を行う案件について、第48号議案として臨時代理議決を行った旨の報告があった。

イ 憲法・教育基本法に基づき、不況・経済悪化から子どもと教育を守る要求書について

【報 告】

指導部長から、要求書の概要について説明があり、府教育委員会としては、就・修学に係る支援として、授業料減免制度の特例措置の継続措置や高校生への就・修学支援としての修学資金貸与制度や入学支度金制度などの充実・改善を図っている状況等の報告があった。

また、授業料減免措置や修学支援制度の利用者の増減状況について、高校教育課長から授業料減免措置では昨年度から125名・3500万円の増加、修学支援制度では昨年度から約1100名・4300万円の増加にある旨の説明があった。

【意見等】

経済状況は回復してきていると言われているが、現実には厳しい環境にある生徒もいるところから、授業料減免措置や修学資金支援制度については一層の周知を図り該当者が利用できないことのないよう、きめ細かく対応を行うこと。また、就職に関しても京都府は全国でも良い状況にはあるものの、更に早期から生徒への就職指導や、求人開拓の促進など、各府立学校への指導もきめ細かく続けることとの意見があり、生徒や保護者の立場にたった対応に努めることとの意見集約がなされた。

ウ 「心の教科書」(仮称)作成についての申入れについて

【報 告】

指導部長から、申入書の概要について説明があり、11月定例教育委員会で報告のとおり、作成の趣旨は価値観をおしつけるというものではなく、児童生徒のよりよく生きようとする意欲や態度を培い、さらに人間性を育む教材資料として作成すること、作成経過についても公開し、広く府民の皆様にご覧いただく中で進めていきたいと考えている旨の説明があった。

【意見等】

作成経過などを確認してもらえれば、申入れの内容とは異なった議論がされていることが理解されるものと考えたとの意見があり、府民の皆さんによく内容を理解いただけるよう説明し、子どもの殺害事件など様々な事件がおこっている中、できる限り早く作成の上、広く活用するよう進めることとの意見集約がなされた。

エ 宇治市における女児殺害事件について

【報 告】

指導部長から、12月10日に発生した宇治市内の学習塾における女児殺害事件における対応状況について、宇治市教育委員会においては緊急の校園長会議を開催し事件の概要説明と児童の心のケアについて指導が行われたこと、被害児童在籍校においては保護者会、職員会議及び全校集会を開催し、事件概要説明が行われたこと。また、PTAや地域団体と連携し、登下校指導が実施されている状況にあること。

府教育委員会においては、山城教育局の指導主事を直ちに宇治市教育委員会に派遣し、情報収集と支援を行うとともに、スクールカウンセラー2名を派遣し児童の心のケアにあたっていること(延べ99件(12月19日時点))、今後も宇治市教育委員会、PTA、地域の団体や関係機関と連携しながら、登下校等における児童生徒の安全確保に努めていきたい旨の報告があった。

【意見等】

異なる年次の児童生徒等との登校には教育的効果を有する面もあるところから、このような事件を受けて、登下校の安全確保のためにスクールバスなどで隔離するような方途で送迎を考える府県もあるようだが、多少過剰反応ではないかと感じる面もあること、大人から子どもまでが道徳をしっかりと再確認するなど、心の教育をしっかりと行っていくことが大切であるとの意見があった。

オ 府立学校等の吹き付けアスベスト調査の最終結果について

【報告】

管理部長から、この間のアスベスト対策の状況について報告がされた。1次調査では設計図書と各施設を目視して行った結果、3校でアスベストが使用されていることが判明したため、飛散防止のための囲い込み工事を行い対処した。2次調査では、1次調査の段階で判明しなかった箇所について、サンプル調査により、10校と1施設でアスベストの使用が確認されたため、詳細な調査を行ったところ、いずれも中皮腫の原因とされる青石綿ではなく白石綿であったこと、併せて飛散状況を調べるためのアスベスト大気濃度調査を行った結果、いずれの箇所も1リットル中10本以内であり、一般的な環境と同程度ということが明らかになったとの調査結果についての報告がされ、調査結果に基づく対応については、特別な対策を緊急的に行うことは考えていないが、劣化がみられる城南高校と含有率が他と比べて高い桃山高校に関しては、念のため飛散防止の処置を行った。今後は、各施設の該当箇所について飛散防止の工事を行うこととし、原則として除去を行うが、すぐに除去することが難しいものについては、囲い込みの方法で対処したいとの説明があった。

また、委員から、医学的には数百本以上を長期に吸引し続けることが中皮腫発症の原因だと考えられるが、本件での判断基準について質問があり、管理部長（管理課長事務取扱）から、WHOでは1リットル中10本程度であれば健康への被害はないとされていること、また、日本国内における環境基準では、アスベスト工場で150本、アスベスト工場と隣接する敷地境界上で10本となっており、学校を対象とした環境基準はないが、10本程度であれば健康被害の心配はないと考えられる旨の説明がされた。

【意見等】

健康への被害が無いとしても、必要なアスベストの飛散防止処置をしっかりと行うこととの意見集約がなされた。

カ まなび教育推進プラン（案）について

【報告】

指導部長から、中間案を10月定例教育委員会へ報告の後、10月17日から1箇月間パブリックコメントを実施したところ147名から意見をいただき、それらの意見と検討委員会の意見を踏まえて、中間案から一部変更を行った旨の報告があり、重点施策の項目において「児童生徒の学習習慣を定着させ自ら学ぶ力の育成をはかるための取組の推進」を追加する等のそれぞれの変更箇所について説明があった。

【意見等】

報告のあった案については、府民の意見を取り入れたものであり、プランにした

がって適切に進めていくこととの意見集約がなされた。

キ 府立少年自然の家の指定管理者候補団体の選定結果について

【報告】

指導部長から、10月11日から11月4日まで南山城、るり溪の各少年自然の家に係る指定管理者候補団体の募集を行ったところ、南山城少年自然の家で5団体、るり溪少年自然の家で8団体の応募があったこと、候補団体の選考については、外部の有識者を含んだ選考委員会を組織し、書類審査・応募団体のヒアリング等を行い、審議いただいた検討結果を踏まえて、いずれも現行の管理団体である財団法人京都府少年教育振興会を指定管理者候補団体として選定したこと。選定理由としては、学校・地域との密接な連携、不登校対策など教育課題に対する指導体制や児童生徒の安全確保への対応が評価されたこととともに、効率的な運営が提案されたものであること。今後は指定管理者候補団体と管理に係る協議を進め、平成18年2月府議会定例会において議決を経た上で指定を行いたい旨の報告があった。

ク 全国読書フェスティバル京都大会の開催について

【報告】

指導部長から、全国読書フェスティバル京都大会については、子どもの読書活動の重要性についてPRすることを目的に、平成18年1月27日（土）に亀岡市内において、文部科学省、府教育委員会、子どもの読書推進会議の共催で開催を予定していること、本フェスティバルの開催を通して京都府内の読書活動推進の気運を一層高めていきたい旨の報告があった。

(5) 協議

ア 京都府民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の制定について

【説明】

管理部長（総務企画課長事務取扱）から、本年4月1日に施行されたe-文書法（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律）において、法律の規定に基づく保存義務のある書面について、電磁的記録により保存が認められたこと。地方公共団体についても、同様の措置を行う努力義務が定められたことを踏まえ、京都府では12月府議会定例会において「京都府民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例」が可決され、府教育委員会においては公益法人・公益信託に関する分野で、定款や寄付行為、役員等名簿、議事録等が対象となることから、施行規則の制定が必要となること。条例の円滑な施行のため、条例の施行と同時に施行規則についても制定する必要があるが、条例の施行日が確定していないことから臨時代理議決の了承を得ようとするものである旨の説明がされた。

【意見等】

12月府議会定例会で条例が可決し、現在、条例の公布・施行日が未定であるが、

条例の円滑な施行のためには条例の施行と同時に施行規則を定める必要があるというものである。本件については、条例の公布・施行日について調整が済みしだい規則の制定を行う必要があるが、その際、臨時に教育委員会を開く暇がないため、教育長の臨時代理議決により処理することとの指示がされた。

(6) 議決事項

ア 第49号議案

福知山市への三和町、夜久野町及び大江町の編入並びに南丹市及び与謝野町の設置に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

【議案提案】

教育長から、福知山市への三和町、夜久野町及び大江町の編入並びに南丹市の設置及び与謝野町の設置に伴い、関係規則について所要の改正を行うものとの議案提案がされ、管理部理事（総務企画課長事務取扱）から、京都府教育委員会基本規則、京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則、京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則についてそれぞれ該当個所の改正を行うものである旨の説明がされた。

[原案どおり可決。]

イ 第50号議案

中学校教員の懲戒処分について 【非公開】

[原案どおり可決。]

ウ 第51号議案

中学校校長の人事異動について 【非公開】

[原案どおり可決。]

(7) その他

ア 公開しないこととする議決について

(京都府教育委員会会議規則第15条第1項第1号)

委員長職務代理者の指定及び議席の決定、議決事項イ及びウについて、全出席委員異議なく、公開しないこととすることに議決。

(8) 閉会

委員長が閉会を宣告

署 名

藤 田 委 員 長

冷 泉 委 員

岩 田 委 員

大 橋 委 員

田 原 教 育 長

事 務 局 職 員